

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をお願いします

日頃は、名古屋市の学童保育所の運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

名古屋市における新規感染者数は、急激に増加しており、5月12日から愛知県が緊急事態宣言の対象地域とされたところです。

こうした状況を踏まえ、市内での感染拡大防止、特に学童保育所の中での感染拡大防止のため、保護者の皆さまには、次のとおりご協力をお願いします。

1. 学童保育所での感染拡大防止のため、次の①～⑥のような場合は、学童保育所の利用を控えていただくなどのご協力をお願いします。

状態	対応
① お子さんに <u>熱や呼吸器症状がある</u> 場合	<u>利用を控えて</u> ください。
②お子さんが <u>感染者</u> となった場合	治癒するまでの期間、 <u>利用できません</u> 。
③お子さんが <u>濃厚接触者</u> と特定された場合や <u>同居のご家族が感染者</u> となった場合	保健センターから指示があった期間は、 <u>利用できません</u> 。
④お子さんや同居のご家族が <u>PCR検査</u> を受ける場合	検査の結果、 <u>陰性と判明するまで利用を控えて</u> ください。
⑤同居のご家族が <u>濃厚接触者</u> と特定された場合	検査の結果、 <u>陰性と判明するまで利用を控えて</u> ください。
⑥同居のご家族の急な発熱など家庭内での感染の可能性がある場合	利用を控えていただくよう、ご協力をお願いします。

2. ご家族の皆様には、愛知県緊急事態宣言の発出を踏まえた、不要不急な行動の自粛をお願いします。

- 20時以降の不要不急の外出自粛
- 県をまたぐ不要不急の移動の自粛
- 会話の際にはマスクを着ける「マスク会食」の徹底 など

令和3年5月12日
名古屋市子ども青少年局